住所　広島市西区井口台１丁目11番33―601号
　車忠幸　昭和36年５月10日生
　李眞奈美　昭和42年11月14日生
　車亮哉　平成９年６月13日生
　車美友　平成11年８月３日生
　車匠視　平成13年１月24日生
住所　広島市中区三川町９番９―1501号
　成泰植　昭和47年10月15日生
　申容和　昭和55年11月27日生
　成那奈美　平成18年２月26日生
　成康佑　平成19年10月13日生
　成智也　平成23年６月18日生
住所　広島市東区矢賀１丁目５番33―101号
　姜正浩　昭和48年５月13日生
住所　広島県尾道市向東町1790番地３
　金龍一　昭和61年２月13日生
住所　広島県福山市幕山台６丁目23番11号
　曹聖子　昭和57年６月11日生
住所　広島県福山市加茂町大字下加茂195番地１
　曹英子　昭和58年９月17日生
住所　広島県福山市神辺町字徳田485番地１
　盧美由紀　昭和51年９月16日生
住所　広島県尾道市御調町市126番地２
　朴輝子　昭和17年３月12日生
住所　福井市乾徳１丁目６番12号
　金成浩　平成元年９月25日生
住所　茨城県常総市水海道橋本町3204番地12
　金利惠　昭和60年７月14日生
住所　岡山市東区可知４丁目７番Ｒ―105号
　黄弘子　昭和34年９月19日生
　姜成輝　平成７年10月22日生
住所　岡山市中区下17番地１
　姜百合子　昭和58年７月１日生
　姜文香　平成５年７月６日生
住所　大阪府岸和田市稲葉町1778番地
　姜有輝　平成２年９月22日生
住所　岡山市中区下17番地１
　姜麻友　昭和61年５月18日生
住所　北九州市門司区大里戸ノ上１丁目３番23号
　權幸平　昭和56年５月22日生
　權侑平　昭和62年５月22日生
住所　熊本市中央区黒髪７丁目763番地
　權昇平　平成２年８月19日生
住所　福岡市東区下原４丁目13番18号
　李貴文　昭和54年５月23日生
　鄭正美　昭和54年11月22日生
　李千菜　平成22年８月18日生
　李優　平成24年３月10日生

住所　福井県鯖江市吉江町第３号11番地１
　金一秋　昭和29年10月30日生
住所　横浜市港北区鳥山町673番地１
　李正美　昭和42年11月７日生
住所　東京都多摩市鶴牧３丁目４番地
　安和代　昭和51年11月15日生
住所　神奈川県横須賀市佐原４丁目２番４号
　蒋英子　昭和28年７月18日生
住所　神奈川県厚木市温水25番地１
　孫稜子　昭和60年７月13日生
住所　神奈川県綾瀬市大上９丁目７番16号
　朴秀和　昭和51年５月25日生
住所　川崎市川崎区大島３丁目18番５号
　朴桃花　昭和62年10月21日生
住所　神戸市灘区高徳町４丁目２番２号
　金**摩**伊　昭和62年３月13日生
住所　神戸市長田区腕**塚**町４丁目２番１―606号
　朴美代子　昭和23年１月３日生
住所　神戸市長田区二葉町１丁目３番12号
　康真美　昭和53年８月５日生
住所　兵庫県宝塚市宝松苑25番３―104号
　裵匡史　昭和46年７月６日生
住所　兵庫県宝塚市中筋９丁目６番１―406号
　崔鳳君　昭和27年11月20日生
　崔**瑛**梨　平成５年６月７日生
住所　兵庫県川西市下加茂２丁目４番２―409号
　李洋子　昭和42年５月３日生
　安侑奈　平成６年８月10日生
　安慶仁　平成10年12月20日生
　安佑門　平成14年３月13日生
住所　兵庫県宝**塚**市千種３丁目13番５号
　朱鐵甲　昭和22年６月16日生
住所　兵庫県宝**塚**市美座２丁目15番９号
　徐房子　昭和54年12月６日生
住所　兵庫県尼崎市西難波町６丁目13番21号
　尹星枝　昭和24年12月25日生
住所　兵庫県尼崎市東園田町６丁目47番地16
　許和美　昭和55年４月28日生
住所　兵庫県明石市二見町東二見488番地２
　徐勝美　昭和36年５月15日生
　李知加　平成２年８月22日生
　李奈美　平成７年４月19日生
住所　兵庫県明石市南貴崎町１番53号
　洪昭光　昭和61年７月29日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区英賀東町１丁目18番地１
　朴淳之　昭和55年12月19日生
住所　兵庫県姫路市飾磨区英賀西町１丁目27番地
　朴智之　昭和57年５月11日生
　朴優子　昭和60年６月10日生

○財務省告示第三百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十一月三十日

財務大臣　城島　正光

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

表関税暫定措置法別第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	二三トン
四	一五、四五八トン
五	一、○八四トン
六	八トン
七	一七トン
八	一二トン
九	二三、一一三トン
一〇	四、二五六トン
一一	八、〇九五トン
一二	四六、六一六トン
一三	三、八二〇、〇六〇トン
一四	七七九、五七二トン
一四の二	三〇二、〇八七トン
一五	三一八トン
一六	七、六四七トン
一七	八、一四二トン
一八	九、六七〇トン
一九	八三二トン
二〇	二八四トン
二一	一二、九二六トン
二二	五八一トン
二三	三、一〇三トン
二四	一二トン
二五	○トン
二六	二、五三九トン
二七	八、〇二三トン
二八	三トン
二九	三二七トン

○財務省告示第三百七十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十一月三十日

財務大臣　城島　正光

平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十三万八百八十三トン

二　冷凍牛肉　十八万五千四百七十七トン

○財務省告示第三百七十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十四年度の初日から平成二十四年十月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年十一月三十日

財務大臣　城島　正光